



本 荘 由 利

本荘由利広域市町村圏組合 〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎17番地 TEL 0184-23-2019 <http://www.chokai.ne.jp/honyuko/>



(ハーブワールドAKITA・ラベンダー畑)

◆第8期介護保険事業計画を策定しました◆

令和3年度から5年度までを計画期間とする本計画は、介護保険サービスの利用見込み、サービスの円滑な提供を図るための事業など介護保険事業を運営していくために必要となる事項を定めたものです。計画書は組合のホームページからダウンロードできるほか、介護保険担当窓口でも閲覧できます。(計画の概要は次頁)

65歳以上の方へ

介護保険料額決定通知書を7月に発送します。保険料は本人や世帯の所得状況によって決まりますので、ご確認ください。



◆組合特別職・議会議員をお知らせします◆

本荘由利広域市町村圏組合同規約の規定により、特別職として由利本荘市長が管理者に、にかほ市長が副管理者に選任されています。また、議会議員は2市議会の議長、由利本荘市の議会において選出された議員7名、にかほ市の議会において選出された議員3名の計12名で構成されています。

特別職

管理者	湊 貴 信	(由利本荘市長)
副管理者	市川 雄 次	(にかほ市長)
代表監査委員	鈴木 祐 悦	(識見委員)
監査委員	三浦 晃	(議員選出)

議会議員

議長	三浦 秀 雄	(由利本荘市議長)
副議長	佐藤 元	(にかほ市議長)
議員	今野 英 元	(由利本荘市議員)
議員	佐々木 茂	(由利本荘市議員)
議員	三浦 晃	(由利本荘市議員)
議員	佐藤 義 之	(由利本荘市議員)
議員	大関 嘉 一	(由利本荘市議員)
議員	伊藤 文 治	(由利本荘市議員)
議員	高橋 和 子	(由利本荘市議員)
議員	森 鉄 也	(にかほ市議員)
議員	佐々木 孝 二	(にかほ市議員)
議員	伊東 温 子	(にかほ市議員)

■本荘由利圏域の人口・世帯数・面積■

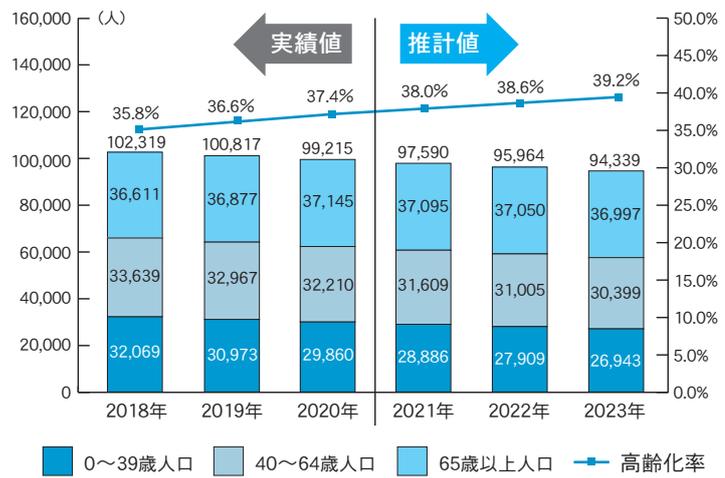
令和3年4月末現在

市 名	人 口	世 帯 数	面 積
由利本荘市	74,462人	30,777世帯	1,209km ²
にかほ市	23,633人	9,339世帯	241km ²
合 計	98,095人	40,116世帯	1,450km ²

介護保険事業計画の策定にあたって

計画の策定には高齢者（65歳以上の方）の現状把握が不可欠であることから、昨年2月から5月にかけて、在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、介護サービスのあり方と地域の抱える課題の把握に努めました。

また、介護保険事業計画策定委員会を設置し、様々な見地からの意見を聴取したほか、計画策定内容等に関し、パブリックコメントを実施することにより、圏域住民より広く意見を募集するとともに周知をはかりました。



介護サービス利用者の見込み

2000年の創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大してきました。2025年には、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となるなど高齢化の一層の進展が見込まれます。2020年9月末現在、由利本荘市とにかほ市をあわせた圏域の高齢化率は37.4%を示し、2023年には39.2%に達する見込みとなっています。

また、要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、2023年には2018年よりも400人増え、7,599人に達する見込みです。このうち8割を超える6,540人が介護サービスを利用すると見込んでいます。

●要支援・要介護別認定者数の推移

区分	← 第8期計画期間 →					
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
要支援	1,057	1,127	1,140	1,146	1,154	1,158
要介護	6,142	6,182	6,216	6,296	6,362	6,441
合計	7,199	7,309	7,356	7,442	7,516	7,599

介護サービス基盤の整備

在宅介護実態調査の実施により、要介護者が在宅生活を継続するにあたり、夜間の排泄ケア、認知症状への対応に不安を感じる介護者が多く、介護と仕事の両立を困難と感じている介護者は、日中・夜間の排泄、認知症状への対応、食事の準備に不安を感じている方が多いことがわかりました。このようなサービス利用の現状と今後の見込みを踏まえ、圏域のサービス供給体制、サービス拠点の整備を計画しています。

◇地域密着型サービス

要介護者が可能な限り、住み慣れた自宅で生活できるように、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画しています。

◇施設・居住系サービス

重度の認定者の増加傾向、施設入所申込者の増加状況を鑑み、介護老人福祉施設2施設（100床）、在宅生活が困難な方に住まいを提供するサービスとして、認知症対応型共同生活介護3ユニット（27床）の整備を計画し、介護者の介護と仕事の両立と、要介護者の住み慣れた地域での自立した生活を支援していきます。

高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施により、高齢者のリスクの発生状況として認知症、うつ、転倒、咀嚼機能低下、閉じこもりの各種リスクが高くなっていることがわかりました。閉じこもり傾向のある高齢者に外に出てもらい、様々な活動に参加してもらうことで、各種リスクの発生を減少させていく必要があると考えています。

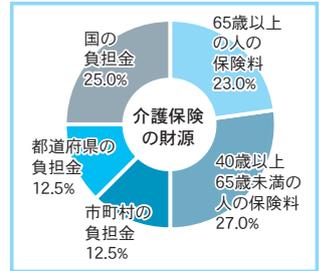
高齢者が参加・活動する住民主体の「通いの場」に各種リスクを抱える高齢者、趣味等のサークルや地域づくりに参加意欲がある高齢者に参加していただき、参加した高齢者同士が支え合うことで、介護予防や日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることが可能と考え、2025年までに「通いの場」を116か所創出し、参加率5.0%を目標に進めていきます。



◆ 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

※右の円グラフの財源構成は、居宅給付費の負担割合です。



● 基準額の決まり方

$$\text{介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{令和3年度から5年度の基準額78,000円(年額) 6,500円(月額)}$$

基準額をもとに低所得者の人に過重な負担とならないよう所得段階別の保険料が決まります。

段階	対象者	基準額に対する割合	年額	月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者又は本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	23,400円	1,950円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	39,000円	3,250円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	54,600円	4,550円
第4段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	70,200円	5,850円
第5段階(基準)	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	78,000円	6,500円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	93,600円	7,800円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	101,400円	8,450円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	117,000円	9,750円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	132,600円	11,050円

◆ 施設に入所した場合の食費・居住費(負担限度額)が変わります。

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。在宅で介護を受ける方の公平性の観点から、負担能力に応じた負担となるよう令和3年8月から見直しされます。

【令和3年8月から】

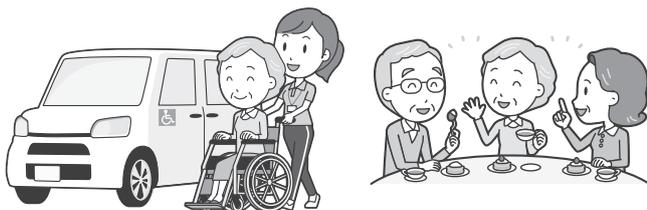
段階	所得の状況	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額になります。本人と配偶者(世帯分離している場合も含む)の課税状況や預貯金等の金額によっては、対象になりません。

【令和3年8月から】

◆ 高額介護(予防)サービス費が変わります。

介護保険の利用者負担が高額になり、上限額を超えたときは、申請により超えた部分が高額介護(予防)サービス費として後から支給されます。負担能力に応じた負担とする観点から、高額介護(予防)サービス費についても、医療保険の高額療養費制度における負担限度額にあわせ令和3年8月から見直しされます。



区分	上限額
課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
課税所得145万円以上380万円未満の方	44,400円(世帯)
一般	44,400円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金受給者	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	15,000円(世帯・個人)

介護保険に関する
問い合わせ先

本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課 TEL: 0184-24-3347

<http://www.chokai.ne.jp/honyuko/>

本荘由利広域市町村圏組合

検索

(要介護認定の申請受付や各種申請の受付は、由利本荘市、にかほ市の介護保険担当窓口まで)

令和3年度当初予算

本荘由利広域市町村圏組合の予算は、一般会計と2つの特別会計からなっています。

一般会計

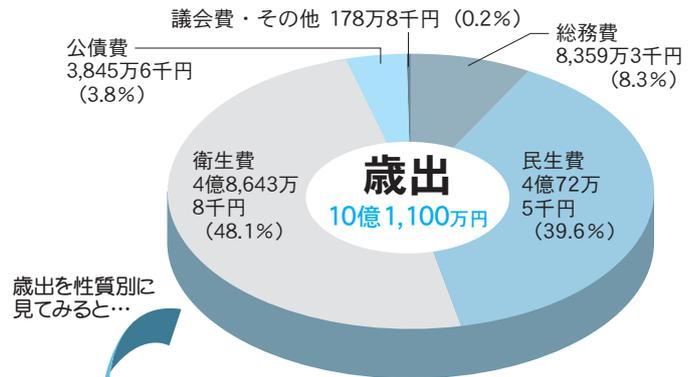
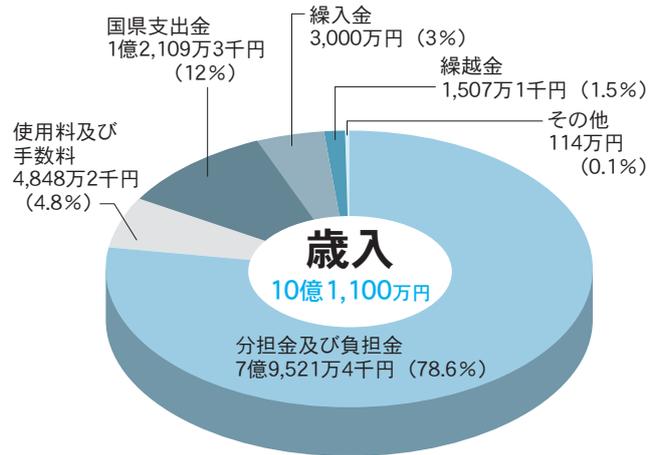
令和3年度の一般会計当初予算は10億1,100万円で、歳入は組合を構成している由利本荘市・にかほ市からの事業別の分担金及び負担金7億9,521万4千円が主な収入となっています。

歳出では、組合全般の管理事務などを行うための総務費8,359万3千円のほか、養護老人ホーム寿荘の管理運営や介護保険低所得者対策費などに充てられる民生費4億72万5千円、救急医療対策事業や家畜保冷施設、し尿処理施設、埋立施設などに充てられる衛生費4億8,643万8千円、地方債の償還に係る公債費3,845万6千円が主なものとなっています。

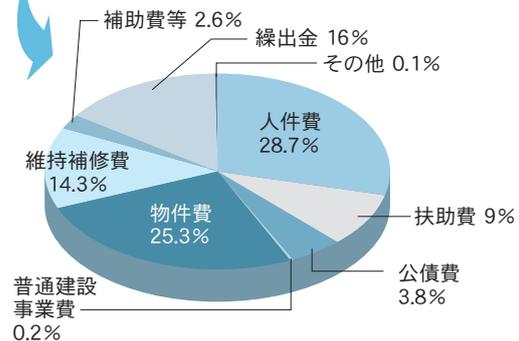
単価の変動による燃料費の減や、公債費の償還終了などにより、前年度と比較して3,600万円(3.4%)の減となっています。



一般会計予算の内訳

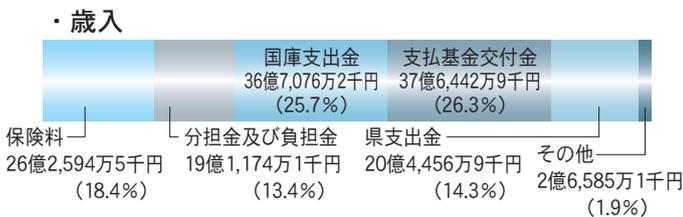


歳出を性質別に見てみると...



特別会計予算の内訳

▼介護保険特別会計 142億8,329万7千円
【前年比 3億3,168万1千円、2.4%の増】



▼特別養護老人ホーム特別会計 1億324万8千円
【前年比 2,001万9千円、16.2%の減】

介護保険特別会計

介護保険給付費などを支払う特別会計です。歳入のうち保険料は第1号被保険者(65歳以上)の保険料で、支払基金交付金は第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料分であり、介護保険を運営するための大切な財源となっています。なお、保険料は地域の介護サービスに係る費用の総額に基づき算定されます。

特別養護老人ホーム特別会計

特別養護老人ホーム広洋苑は、平成28年度より指定管理者による運営となり、歳出は施設整備に係る起債償還などとなっています。

